

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年豊中市条例第38号)第2条の規定に基づき、豊中市都市農業振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、豊中市都市農業振興基本計画についての重要事項について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業者の代表者
- (3) 農業団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市活力部産業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される審議会その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。